**平成２８年（フ）第１２３号**
千葉県山武郡横芝光町横芝559番地10
破産者　押尾　　仁
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２８年（フ）第１２５号**
千葉県山武郡横芝光町横芝559番地の10
破産者　有限会社村田屋石油
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２８年（フ）第４５４号**
岡山県倉敷市児島小川４丁目８番425号、旧住所岡山県倉敷市児島小川２丁目２番68号
破産者　松本　絹代
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２９年（フ）第９９２号**
札幌市北区北24条西３丁目１番１―601号
破産者　大沼　忠士
1　破産債権の届出期間　平成29年８月14日まで
2　一般調査期日　平成29年９月22日午後１時30分
平成29年７月13日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第４号**
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川1538、商業登記簿上の本店所在地埼玉県比企郡鳩山町小用718番地５
破産者　株式会社関東建装
1　破産債権の届出期間　平成29年８月14日まで
2　一般調査期日　平成29年９月13日午後３時
平成29年７月12日
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第２５６号**
愛知県東海市富木島町西長口83番地の１、住民票上の住所愛知県碧南市白沢町４丁目15番地（従前の住所）愛知県大府市吉川町３丁目182番地の１
破産者　新美　　孝
1　破産債権の届出期間　平成29年８月14日まで
2　一般調査期日　平成29年10月12日午後１時40分
平成29年７月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３０７号**
大阪府富田林市若松町１丁目３番18―103号
破産者　武田　友宏
1　破産債権の届出期間　平成29年８月14日まで
2　一般調査期日　平成29年９月28日午前11時30分
平成29年７月13日
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第８０８号**
神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の10　１番館1105号
破産者　厚ケ瀬　修
1　破産債権の届出期間　平成29年８月17日まで
2　一般調査期日　平成29年９月14日午前10時15分
平成29年７月13日
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第６４号**
大阪府羽曳野市古市６丁目25番11号
破産者　日浦福次郎
1　破産債権の届出期間　平成29年８月18日まで
2　一般調査期日　平成29年９月21日午後１時30分
平成29年７月13日
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２５６号**
堺市南区庭代台２丁４番32号
破産者　森田　孝幸
1　破産債権の届出期間　平成29年８月18日まで
2　一般調査期日　平成29年10月５日午後１時30分
平成29年７月13日
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第１４２号**
広島県福山市西町１丁目20番20号
破産者　久留飛ひとみ
1　破産債権の届出期間　平成29年８月18日まで
2　一般調査期日　平成29年９月15日午前11時40分
平成29年７月14日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２８年（フ）第２２８号**
佐賀市八幡小路３番25―２号　カーサ・カリエンテⅠ202
破産者　小池　俊児
1　破産債権の届出期間　平成29年８月31日まで
2　一般調査期日　平成29年９月21日午後２時15分
平成29年７月12日
佐賀地方裁判所民事部破産係

## 破産債権の特別調査期間

**平成２８年（フ）第１７２０号**
東京都港区芝４丁目11番３号
破産者　一般財団法人日本ライフ協会
特別調査期間　平成29年10月18日から平成29年10月24日まで
平成29年７月12日
大阪地方裁判所第６民事部

## 免責審尋期日

**平成２９年（フ）第８６７号**
東京都狛江市岩戸北２丁目11―１―411
破産者　児泉美智子
審尋期日　平成29年９月25日午前11時
平成29年７月10日
東京地方裁判所民事第20部

## 特別清算開始

**平成２９年（ヒ）第１００３号**
福岡市博多区上川端町13番15号
清算株式会社　エボルブテック株式会社
代表清算人　柴田　和彦
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

## 特別清算終結

**平成２９年（ヒ）第２号**
群馬県太田市新野町972番地の１
清算株式会社　株式会社太田園芸花卉卸売市場
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所太田支部

## 特別清算協定認可

**平成２９年（ヒ）第１４号**
さいたま市北区吉野町２丁目226番地１
清算株式会社　株式会社ワイエス
代表清算人　山本　進吉
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別表の弁済額欄記載の金員を弁済する。なお、協定債権とは、清算株式会社の債権者の債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう（会社法515条３項）。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各別表の弁済額算定基準金額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。なお、弁済額算定基準金額とは、協定債権金額のうち、利息及び遅延損害金を除いた金額をいう。
（別紙省略）
以上
さいたま地方裁判所第３民事部